



A205救急医療管理加算の「ただし書き」の運用について

緊急
情報

2024年6月20日発行のニチイ医事ニュースで、標記の件について関東信越厚生局の神奈川事務所からの情報をお伝えしましたが、同じ厚生局から違う回答があった旨の情報をいただき、他の厚生局へも同様の質問をして回答を待っておりました。

今年8月からの減算という回答があった厚生局が複数ありましたので、共有いたします。また、神奈川事務所では2通りの回答があり、「来年1月からの減算」という回答があった医療機関に関しても、その後、訂正などの連絡はない、ということです。

情報が錯綜していますが、疑義解釈を読み解きますと、8月からの減算の方がストレートに解釈ができますと思います。医療機関においては8月からの減算を視野に入れてのご対応を検討していただければと思います。

減算の開始月が8月とした場合の【例】もお示しております。

東北厚生局岩手事務所（メールでの回答）

【質問】

A205 救急医療管理加算 2 疑義解釈のその 1 問45において、「月毎にその時点の直近 6 か月間（令和 6 年 6 月以降に限る。）における割合を確認」と記載がありますが、直近 6 か月の 5 割超の減算の考え方についてどちらの解釈が該当すると考えて良いか。

① 6 月以降の直近 6 か月間の割合として 6 ～ 11 月の実績を 12 月に確認を行い、加算 2 その他の割合が 5 割超の場合に令和 7 年 1 月より減算とする。

② 6 月以降の実績として 6 月実績を 7 月に確認を行い、加算 2 その他の割合が 5 割超の場合に令和 6 年 8 月より減算とする。（令和 6 年 6 月から 11 月実績まで 6 か月分が揃うまでは、1 から 5 か月分が実績対象）

【回答】

②の解釈になる。

東海北陸厚生局富山事務所（口頭）

11月末までは6か月に満たない期間で確認して減算（最短で8月から減算）となる。

～参考～ 【減算月を8月とした場合の例】

6月	通常通り「1」か「2」の算定。	
7月	通常通り「1」か「2」の算定。	6月が、5割以上であることを確認。
8月	210点で算定。	6月～7月が、5割切っていたことを確認。
9月	「1」と「2」に戻して算定。	6月～8月が5割以上であることを確認。
10月	210点で算定。	6月～9月が5割以上であることを確認。
11月	引き続き210点で算定。	6月～10月が5割を切っていたことを確認。
12月	「1」と「2」に戻して算定。	6月～11月が5割を切っていたことを確認。
1月	引き続き「1」と「2」を算定。	7月～12月が5割以上であることを確認。
2月	210点で算定。	8月～1月が5割以上であることを確認。

・
・
・

・
・
・

【参考】

2024年5月まで

【算定要件】

(略) 緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者について、当該患者の状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。



2024年6月改定後

【算定要件】

(略) 緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者について、当該患者の状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する保険医療機関において、救急医療管理加算2を算定する患者については、本文の規定にかかわらず、入院した日から起算して7日を限度として、210点を所定点数に加算する。

[ただし書きに規定する施設基準]

救急医療管理加算2を算定する患者のうち、直近6か月において、5割以上が「その他の重症な状態」であること。

疑義解釈 (その1) (2024.3.28)

疑義		回答
問44	「A205」救急医療管理加算の注1ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施設基準について、「当該保険医療機関において、直近6か月間で、救急医療管理加算2を算定した患者のうち、「基本診療料の施設基準等」の別表第七の三の十三「その他の重症な状態」の患者の割合が5割以上であること。」とされているが、割合の計算は、診療報酬明細書の摘要欄に記載する患者の状態に基づき行うのか。	そのとおり。
問45	問44について、月毎にその時点の直近6か月間（令和6年6月以降に限る。）における割合を確認し、当該割合が5割以上である場合に該当すると考えてよいか。また、該当した場合の取扱いについて、どのように考えればよいか。	そのとおり。また、当該施設基準に該当した場合、該当することを確認した月の翌月（例えば6月から11月の実績で該当することを12月に確認した場合は翌年1月）より注1ただし書の点数を算定する。
問46	問45について、一度当該施設基準に該当した場合であって、その後、月毎にその時点の直近6か月間における割合を確認し、当該割合が5割未満となった場合は、その時点で当該施設基準に該当しないものと考えてよいか。また、その場合の取扱いについて、どのように考えればよいか。	そのとおり。また、当該施設基準に該当しなくなった場合については、該当しないことを確認した月の翌月より注1本文の点数を算定する。

疑義解釈 (その2) (2024.4.12)

疑義		回答
問13	「A205」救急医療管理加算の注1ただし書に規定する厚生労働大臣が定める施設基準について、「当該保険医療機関において、直近6か月間で、救急医療管理加算2を算定した患者のうち、「基本診療料の施設基準等」の別表第七の三の十三「その他の重症な状態」の患者の割合が5割以上であること。」とされているが、令和6年6月から同年11月末までにおける「直近6か月間」の考え方としては、令和6年6月からその時点までの期間を指すと考えてよいか。	そのとおり。